

2022 年 12 月 28 日

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」への採択について（第 2 報）

東京ガス株式会社

東京ガス株式会社（社長：内田 高史、以下「東京ガス」）は、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」*¹（以下「本事業」）に、本日、電気について採択されました。

なお、都市ガスについては、2022 年 12 月 15 日に採択*²されております。

本事業は、お客さまの使用量に応じた都市ガス料金・電気料金から、政府が指定する単価の値引きを行った事業者に対して、その原資を政府が支援するものです。本事業による値引きに関して、お客さまご自身でのお手続きや東京ガスへのご連絡は不要です。

<本事業による値引きの概要>

対象のお客さま	東京ガスとガスまたは電気をご契約されているお客さま* ³
値 引 き 単 価	・ガ ス料金：30 円/m ³ （税込み） ・電気料金：【低圧】7 円/kWh（税込み） 【高圧】3.5 円/kWh（税込み）
適用開始時期	2023 年 1 月使用（2 月検針）分* ⁴ ・ガ ス料金：「2023 年 1 月検針日の翌日～2023 年 2 月検針日」の使用量 ・電気料金：「2023 年 1 月検針日～2023 年 2 月検針日の前日」の使用量

本事業による値引きの詳細は[こちら](#)をご確認ください。

* 1：本事業の概要は[こちら](#)をご確認ください。

* 2：「[電気・ガス価格激変緩和対策事業](#)」への採択について（2022 年 12 月 15 日発表）

* 3：以下のお客さまは対象外となります。

【ガ ス】年間契約量が 1,000 万 m³ 以上のお客さま、発電事業を営むお客さま（売電分）

【電気】特別高圧の電気をご契約のお客さま

* 4：法人・個人事業主のお客さま法人向けのご契約について、ガスは 2022 年 12 月下旬に確定する原料価格（11 月分）を適用する場合は「2023 年 1 月末日の検針以降」、電気は 2022 年 12 月下旬に確定する燃料価格（9～11 月分）を適用する場合は「2023 年 2 月 2 日の計量以降」とさせていただきます。

以上